

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（特定の特別急行券の発売の一部変更等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、<u>乗車する列車を限定して発売することがある。</u></p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日 <u>(金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び同日の前日を除く。)</u> であるとき。ただし、<u>北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車</u>に乗車する場合を除く。</p> <p>1 月 16 日から 2 月末日まで 6 月 1 日から同月 30 日まで 9 月 1 日から同月 30 日まで 11 月 1 日から 12 月 20 日まで</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券 <u>又は特定特急券</u> を発売する。ただし、<u>北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)の b 及び c に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</u></p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p><u>イ ロ以外の場合</u></p> <p><u>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</u></p> <p>1 月 16 日から 2 月末日まで 6 月 1 日から同月 30 日まで 9 月 1 日から同月 30 日まで 11 月 1 日から 12 月 20 日まで</p> <p><u>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</u></p>

現 行	改 正
<p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。<u>ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</u></p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで</p>	<p><u>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</u></p> <p><u>1月7日から2月末日まで</u> <u>4月21日から同月26日まで</u> <u>5月7日から同月10日まで</u> <u>6月1日から7月15日まで</u> <u>9月1日から10月10日まで</u> <u>11月1日から12月27日まで</u></p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p><u>イ ロ以外の場合</u></p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで</p> <p><u>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</u></p> <p><u>(イ) 3月21日から4月5日まで</u> <u>(ロ) 8月1日から同月9日まで</u> <u>(ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下、これらを「土休日」という。）が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき</u></p> <p><u>7月1日から同月31日まで</u> <u>9月1日から同月30日まで</u> <u>10月1日から同月31日まで</u></p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 旅客が、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区とを直通して運転する特別急行列車に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）は、新幹線の区間（第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。）を通じた全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(特定の座席指定券の発売)</u></p> <p>第62条 <u>前2条の規定により座席指定券を発売する場合は、別に定めるところにより、区間及び期間を定めて、特定の座席指定料金によって座席指定券を発売することがある。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)</p> <p>第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾の<u>かっこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ</u>（第9号については運賃計算キロ）。</p>	<p style="text-align: center;"><u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p><u>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）に限る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1月1日から同月6日まで</u></p> <p style="text-align: center;"><u>4月27日から5月6日まで</u></p> <p style="text-align: center;"><u>8月10日から同月19日まで</u></p> <p style="text-align: center;"><u>12月28日から同月31日まで</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 旅客が、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区とを直通して運転する特別急行列車に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）は、新幹線の区間（第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。）を通じた全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券 <u>又は立席特急券</u> を発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第62条 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)</p> <p>第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾の<u>かっこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ</u>（第9号については運賃計算キロ）。</p>

現 行	改 正
<p>ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあっては営業キロ) によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。</p> <p>(1) 大沼以遠 (仁山方面) の各駅と、森以遠 (石谷方面) の各駅との相互間 (東森駅經由函館本線) ○ 大沼公園駅經由函館本線 (中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金 (特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。)</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>c はやぶさ号等 (東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。) に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p>	<p>ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあっては営業キロ) によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。</p> <p>(1) 大沼以遠 (仁山方面) の各駅と、森以遠 (石倉方面) の各駅との相互間 (東森駅經由函館本線) ○ 大沼公園駅經由函館本線 (中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金 (特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。)</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>c はやぶさ号等 (東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。) に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあ</u></p>

現 行	改 正
<p>(中略)</p> <p>g 第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により東京・新青森間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 a の規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 c の規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第 2 号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 特定特急料金</p> <p>a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の a に定める区間に対する特定特急</p>	<p><u>つては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>g 第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により東京・新青森間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 a の規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 c の規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第 2 号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 400 円を加算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(二) 特定特急料金</p> <p>a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の a に定める区間に対する特定特急</p>

現 行	改 正																																																						
<p>料金 (a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合</p> <p>(中略)</p> <p>j 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の j に定める区間に対する特定特急料金 (a) 座席の使用を条件としないで発売する場合 880 円とする。 (b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合 <u>(イ)の a の規定にかかわらず</u>、1,410 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、1,210 円とし、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,610 円とする。</p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 ① ②以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="324 1241 1108 1407"> <tr> <td>営業</td> <td>50 キロ</td> <td>100 キロ</td> <td>150 キロ</td> <td>200 キロ</td> <td>300 キロ</td> <td>400 キロ</td> <td>600 キロ</td> <td>601 キロ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トル以上</td> </tr> </table>	営業	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	600 キロ	601 キロ	キロ	メートル	地帯	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上	<p>料金 (a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合</p> <p>(中略)</p> <p>j 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の j に定める区間に対する特定特急料金 <u>(第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売するものを含む。)</u> (a) 座席の使用を条件としないで発売する場合 880 円とする。 (b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合 1,410 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、1,210 円とし、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,610 円とし、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,810 円とする。</u></p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 ① ②以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1294 1241 2078 1407"> <tr> <td>営業</td> <td>50 キロ</td> <td>100 キロ</td> <td>150 キロ</td> <td>200 キロ</td> <td>300 キロ</td> <td>400 キロ</td> <td>600 キロ</td> <td>601 キロ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トル以上</td> </tr> </table>	営業	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	600 キロ	601 キロ	キロ	メートル	地帯	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上														
営業	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	600 キロ	601 キロ																																															
キロ	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																															
地帯	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上																																															
営業	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	600 キロ	601 キロ																																															
キロ	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																															
地帯	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上																																															

現 行									改 正								
料金	円	円	円	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830		1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830
<p>② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</p> <p>1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とする。</p> <p>j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、<u>新幹線の乗車区間に対する第1項第1号イの(i)のa又はjの(b)の規定により計算した額</u>と次表に定める料金から530円を低減した額とを合計した額とする。</p>									<p>② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>同表に定める料金に400円</u>を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</p> <p>1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円と<u>し、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円</u>とする。</p> <p>j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円</u>を加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。</p>								

現 行					改 正				
営業 キロ 地帯	50 キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで		営業 キロ 地帯	50 キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110		料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110	
(中略)					(中略)				
(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b及びc以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を加算した額とする。					(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b及びc以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、 <u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</u>				
営業 キロ 地帯	50 キ ロメ ー ト ル ま で	100 キ ロ メ ー ト ル ま で	150 キ ロ メ ー ト ル ま で	200 キ ロ メ ー ト ル ま で	300 キ ロ メ ー ト ル ま で	400 キ ロ メ ー ト ル ま で	401 キ ロ メ ー ト ル ま で	401 キ ロ メ ー ト ル ま で	401 キ ロ メ ー ト ル ま で
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070	円 3,070	円 3,070
(中略)					(中略)				
(ホ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみやませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあつて					(ホ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみやませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあつて				

現 行

は、a 又は b に定める指定席特急料金に 210 円を加算した額とする。

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とする。

営業 キロ 地帯	25 キ ロメー トルま で	50 キ ロメー トルま で	75 キ ロメー トルま で	100 キ ロメー トルま で	150 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で	301 キ ロメー トル以 上
料金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050	円 2,210

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a) の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び 36 ぷらす 3 号に乘車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(c)に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

改 正

は、a 又は b に定める指定席特急料金に 210 円を加算した額とする。

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とし、また、同条第 3 項の規定により発売するものあつては、同表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

営業 キロ 地帯	25 キ ロメー トルま で	50 キ ロメー トルま で	75 キ ロメー トルま で	100 キ ロメー トルま で	150 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で	301 キ ロメー トル以 上
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a) の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25 キロメ ートルま で	50 キロメ ートルま で	75 キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び 36 ぷらす 3 号に乘車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき

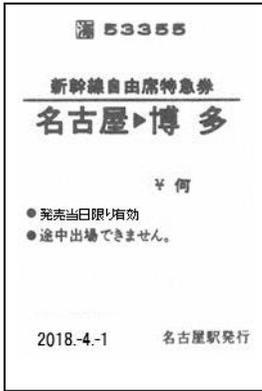
① 指定席特急料金

現 行	改 正
<p><u>1,050円</u>とする。ただし、<u>第57条の3第3項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>520円</u>とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 <u>520円</u>とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間の停車駅相互間 <u>(25km 以内の区間を除く。)</u> のとき</p> <p>① 指定席特急料金 <u>950円</u>とする。ただし、<u>第57条の3第3項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>420円</u>とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 <u>420円</u>とする。</p> <p><u>(c) 乗車区間が国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間 (25km 以内の区間を除く。)</u> のとき</p> <p>① <u>指定席特急料金</u> <u>840円</u>とする。ただし、<u>第57条の3第3項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>310円</u>とする。</p> <p>② <u>立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>310円</u>とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 特別車両料金(B)</p>	<p><u>1,130円</u>とする。ただし、<u>第57条の3第1項第2号の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>1,330円</u>とし、<u>同条第3項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>600円</u>とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 <u>600円</u>とする。<u>ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間 (25 km以内の区間を除く。)</u>であつて、<u>旅客が同区間の特別急行列車 (かいおう号を除く)</u>に乗車した後に車内で発売するものにあつては、<u>800円</u>とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、<u>国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間</u>の停車駅相互間のとき</p> <p>① 指定席特急料金 <u>1,030円</u>とする。ただし、<u>第57条の3第1項第2号の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>1,230円</u>とし、<u>同条第3項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>500円</u>とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 <u>500円</u>とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 特別車両料金(B)</p>

現 行	改 正
<p>イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p> <p>(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>(ロ) 土曜日、日曜日、<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合</p> <p>(中略)</p> <p>(大人座席指定料金) 第139条の2 大人座席指定料金は、<u>530円</u>とする。</p>	<p>イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p> <p>(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>(ロ) 土曜日、日曜日、<u>祝日法</u>に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合</p> <p>(中略)</p> <p>(大人座席指定料金) 第139条の2 大人座席指定料金は、<u>次の各号に定めるとおり</u>とする。 <u>(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金</u> <u>530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。</u> <u>(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u> <u>イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金</u></p>

現 行	改 正
<p><u>(大人座席指定料金の特定)</u> 第 139 条の 3 <u>第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金</u></p>	<p><u>第 1 号に定める額とする。</u> <u>ロ SL と客車が一体となって運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>1,680 円とする。</u> <u>ハ 快速列車エアポート号及びノロッコ号に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>840 円とする。</u> (3) <u>東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u> <u>イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金</u> <u>第 1 号に定める額とする。</u> <u>ロ 「SL 銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両又は「B. B. BASE」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>840 円とする。</u> <u>ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>530 円とする。</u> (4) <u>西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u> <u>イ ロ以外の大人座席指定料金</u> <u>第 1 号に定める額とする。</u> <u>ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>840 円とする。</u> (5) <u>九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u> <u>イ ロ以外の大人座席指定料金</u> <u>第 1 号に定める額とする。</u> <u>ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>1,680 円とする。</u></p> <p>第 139 条の 3 <u>削除</u></p>

現 行	改 正
<p>は、次の各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円又は1,680円とする。</u></p> <p><u>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円とする。</u></p> <p><u>(3) 西日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円とする。</u></p> <p><u>(4) 九州旅客鉄道会社線の別に定める列車に対して発売する場合は、1,680円とする。</u></p> <p><u>(5) 前各号以外で、第57条の3第1項第1号の規定により発売する場合は、別に定める場合を除き330円とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</p> <p>第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号の表イ及びロの各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対する<u>前2条</u>に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)</p> <p>第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第8号に規定する記号については裏面)にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。</p> <p>(1) 旅客運賃・料金を割引するもの</p> <p>(中略)</p> <p>2 常備式の乗車券類に前項第1号、第4号及び第<u>12</u>号口に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</p> <p>第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号の表イ及びロの各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対する<u>第139条の2</u>に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)</p> <p>第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第8号に規定する記号については裏面)にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。</p> <p>(1) 旅客運賃・料金を割引するもの</p> <p>(中略)</p> <p>2 常備式の乗車券類に前項第1号、第4号及び第<u>11</u>号口に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。</p> <p>(中略)</p>

現 行	改 正
<p>(常備急行券の様式)</p> <p>第 211 条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定席特急券大人小児用 (中略)</p> <p>(3) 自由席特急券大人小児用 イ 一般用 (中略)</p> <p>ハ 着駅名表示式 (イ) 一般用 (中略)</p> <p>ハ) 乗車券類発売機用 a 大型券売機大人小児用 表</p>  <p>8.5cm 5.75cm (裏無地)</p> <p>備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。</p> <p>(注) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する場合は、第 188 条第 1 項第 <u>12</u> 号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。</p> <p>(中略)</p>	<p>(常備急行券の様式)</p> <p>第 211 条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定席特急券大人小児用 (中略)</p> <p>(3) 自由席特急券大人小児用 イ 一般用 (中略)</p> <p>ハ 着駅名表示式 (イ) 一般用 (中略)</p> <p>ハ) 乗車券類発売機用 a 大型券売機大人小児用 表</p>  <p>8.5cm 5.75cm (裏無地)</p> <p>備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。</p> <p>(注) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する場合は、第 188 条第 1 項第 <u>11</u> 号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。</p> <p>(中略)</p>

現 行	改 正
<p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 第 57 条の 2 の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第 61 条の 2 の規定により発売した座席指定券について前項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と前項の手数料とを差し引いた残額とする。</p> <p>4 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定席特急券、立席特急券及び特定特急券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した新幹線の</p>	<p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 第 57 条の 2 の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第 61 条の 2 の規定により発売した座席指定券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と第 1 項の手数料とを差し引いた残額とする。</p> <p>4 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した新幹線の区間及び新幹</p>

現 行	改 正
区間及び新幹線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限って、この取扱いをする。 (以下略)	線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限って、この取扱いをする。 (以下略)

附則
この通達は、令和4年4月1日乗車となるものから施行する。ただし、第273条第3項に係る改正は平成27年3月14日乗車となるものから適用し、第57条の3の特定特急券及び立席特急券、第69条、第125条第1号イの(ニ)のj（ただし、第57条の3第1項第3号に係る改正を除く）、同条同号ロの(イ)のj(a)（ただし、第57条の3第1項第3号に係る改正を除く）、第188条、第211条並びに第273条第4項に係る改正は、令和4年3月12日乗車となるものから施行する。